

平成 30 年度 がん対策の取り組み報告

目 次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市がん対策推進懇話会	P. 2
3	神戸市がん対策推進条例に関する取り組み	
	(1) がん予防の推進 (第 5 条)	P. 3
	(2) がんに関する教育の推進 (第 6 条)	P. 6
	(3) がん検診の受診率の向上等 (第 7 条)	P. 7
	(4) 医療体制の充実及び研究の支援 (第 8 条)	P. 9
	(5) 緩和ケア、在宅療養の充実 (第 9 条、第 10 条)	P. 11
	(6) がん患者等への支援 (第 11 条)	P. 13
	(7) 情報の収集及び提供並びに広報 (第 12 条)	P. 15
4	神戸市がん対策推進条例	P. 17

1 はじめに

「神戸市がん対策推進条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）」第 14 条に基づき、平成 30 年度の本市におけるがん対策に関する施策の実施状況について報告する。

2 神戸市がん対策推進懇話会

●懇話会開催の趣旨

神戸市がん対策推進条例の施行を受け、がんの予防から患者支援まで、総合的な取り組みを進めていくため、がんの専門家や学識経験者、関係者等から意見を聴く「神戸市がん対策推進懇話会」を開催した。

●懇話会委員（平成30年度・敬称略・順不同）

会 長：杉村 和朗 神戸大学理事・副学長
祖父江 友孝 大阪大学大学院医学系研究科教授
片上 信之 神戸市立医療センター中央市民病院腫瘍内科参事・がんセンター長（～平成30年8月5日）
安井 久晃 神戸市立医療センター中央市民病院腫瘍内科部長（平成30年8月6日～）
吉村 雅裕 兵庫県立がんセンター院長
白 鴻泰 神戸市医師会副会長
百瀬 深志 神戸市歯科医師会専務理事
池上 京子 兵庫県看護協会常務理事
桂木 聡子 神戸市薬剤師会副会長
西 昂 神戸市民間病院協会会長
石原 享介 兵庫県予防医学協会会長
山下 輝夫 兵庫県健康福祉部参事（医療担当）
伊地智 昭浩 神戸市保健所長
去來川 節子 ひょうごがん患者連絡会会長
都築 いく子 健康こうべ21市民推進員
小山 富美子 神戸市看護大学准教授

●懇話会開催状況

第1回 平成30年8月1日（水）

- (1) 議題：平成29年度がん対策の取り組み報告について
がん検診受診率の向上について
子宮頸がん対策について
- (2) 報告：受動喫煙防止対策について
がんに関する教育について

第2回 平成30年12月18日（火）

- (1) 議題：がん検診受診率向上への取り組み（市民PHRの活用等）
法令改正等による受動喫煙防止対策の強化について
- (2) 報告：アピアランス支援について
市民病院による情報提供（がん市民フォーラム in KOBEについて）

3 神戸市がん対策推進条例に関する取り組み

(1) がん予防の推進 (第5条)

- ・喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発
- ・肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制、受動喫煙対策

平成30年度の取り組み

(知識の普及啓発・保健指導)

○喫煙・受動喫煙

- ・「世界禁煙デー(5月31日)・禁煙週間」にあわせ、自治会掲示板、花時計ギャラリー、コミスタこうべ等にて広告啓発を実施した。
- ・5月31日に、JR 駅周辺(三ノ宮、元町、神戸)で禁煙・受動喫煙防止を呼びかける街頭キャンペーンを実施した。
- ・阪急神戸三宮駅周辺地域では、ばい捨て、路上喫煙等に対する個別注意等を行うための巡回啓発を行った(毎日15~22時)。
- ・職場における喫煙・受動喫煙対策として、「職場におけるたばこ対策ハンドブック」をホームページに公開し、従業員の衛生管理等に活用した。

(花時計ギャラリー広告)



(世界禁煙デーキャンペーン)



○食生活

- ・生活習慣病予防のための食育セミナーを、子どもから大人までライフステージに応じて実施した(延130回、2,043人参加)。また、若い世代へは大学等(23校)と連携して学生食堂で「野菜を食べようキャンペーン」を実施した。
- ・9月の食生活改善普及運動にて、市内スーパー87店にて、健康寿命延伸に向け「野菜をプラス1皿食べようキャンペーン」を実施した。



- ・「減塩」をテーマにしたセミナーでは、参加者が持参したみそ汁等の塩分を計測し、食習慣の見直しを一緒に考えた。

○運動

- ・健康講座として、健康運動指導士・保健師等を自治会や婦人会等の健康づくりグループに派遣したり、区主催で実施した(145件、3,529人)。



○イベント等での啓発

- ・がん予防、がん患者支援、がん検診制度などについて掲載したリーフレットをイベント等で配布した。
- ・神戸まつり等のイベントに出展し、啓発を実施した。

(がん予防の推進)

- ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）の周知啓発のため、各区のイベントや健康教育の場で、肺年齢を測定し、喫煙者にはあわせて禁煙指導を実施した（禁煙指導者数：105人）。
- ・平成27～29年に実施した「COPDスクリーニング&禁煙サポート事業」（胸部X線健診等での有リスク者である喫煙者に禁煙サポートを行う事業）について、30年度に評価・分析を行い、31年度からのハイリスク者に対する事業再開を決定した。
- ・肝炎対策として、肝炎ウイルス検査を実施した（受診者数：13,917人）。
- ・子宮頸がんの予防接種を小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に実施した（295人）。
- ・専門職を派遣する健康づくり教室「まずは乳がんを正しく知ろう！」を実施した（11回開催、受講者数224人）。
- ・たばこと口腔がん等の関連について、出前トーク等にて情報発信した。
- ・40歳・50歳歯周病検診、後期高齢者（75歳）歯科健康診査等を実施した（受診者数40歳：1,501人、50歳：1,602人、75歳：1,052人）。
- ・口腔がん検診の実施を支援した（受診者数：778人）。

(肺年齢測定の様子)



(懇話会での意見及び指摘事項)

- ・受動喫煙防止については、単に喫煙場所を減らすだけではなく、がん教育と結びつけて進めるなど、並行して様々な施策に取り組まないと難しいと思う。
- ・敷地内禁煙の徹底から敷地周辺も禁止にし、注意しているうちに喫煙者もいなくなっていくのではないかと。
- ・受動喫煙防止には、飲食店の店員から伝えることが一番良いのではないかと。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取り組み)

- ・喫煙・受動喫煙対策として、改正健康増進法および改正県条例が令和元年7月に一部施行、令和2年4月よりに全面施行されることを踏まえ、市民や事業者に対し、街頭キャンペーンや啓発広告の掲示などにより、改正法令の推進や屋外における受動喫煙の防止等の一層の周知・啓発に取り組む。
- ・食生活、運動についてセミナーや健康講座等を実施して、生活習慣病の予防に取り組む。
- ・広報紙KOBEにおいて啓発を実施する。
(5/19 神戸まつりに出展)
- ・COPDスクリーニング事業&禁煙サポ-

ト事業について、令和元年度から対象をセット健診に絞り事業を再開する。

- ・ COPD 啓発事業として、引き続き健康相談や市民向け講演会を実施する。
- ・ 依頼により専門職（医師、保健師、管理栄養士等）を派遣する健康教育のメニューとして、乳がんの予防、減塩について引き続き実施する。

(今後の取組みの方向性)

- ・ 喫煙・受動喫煙対策として、改正健康増進法および改正県条例の施行を踏まえ、これまでの啓発の取り組みに加え、法令に基づく義務違反対応を実施していく。
- ・ COPD の認知度を、国の目標である 80% を目指す。
- ・ 県が開始した肝がん・重度肝硬変治療研究事業(医療費助成制度)について、陽性者への案内と医療機関への周知を行う。

(2) がんに関する教育の推進 (第6条)

- ・学校教育における、がん予防も含めた健康教育の実施

平成30年度の取り組み

(学校教育における取り組み)

○児童・生徒への教育

- ・文部科学省のがんの教育総合支援事業を活用し、推進校を指定し、以下の取組みを行った。

① 鴨台中学校では、養護教諭のがんの予防と早期発見について指導を行った。

② 鷹取中学校では、生徒ががんに関するアンケートの結果を発表するとともに、外部講師（看護師）による講演会を行った。

③ 星和台中学校では、生徒ががんに関するアンケート結果を発表するとともに、外部講師（がん患者の会）による講演会を行った。

④ 本山中学校では、理科、保健体育、道徳の時間に、外部講師（企業・関係機関・がん患者の会）によりがんに関する教育を行った。

- ・上記の授業実践を実践事例集にまとめ、各学校に配布した。

○教職員に向けた教育（8月）

- ・養護教員、中学校保健体育担当教員、保健主事を対象とした研修を行い、放射線治療専門医によるがん教育についての講演を行った。

○がんに関する教育推進に向けた教育関係者会議（6月、2月）

- ・教育関係者会議において、がんに関する教育の推進に向けて助言等を得た。

(懇話会での意見及び指摘事項)

- ・がんに関する教育と同じくらい重要なのが禁煙教育。
- ・がんに関する教育の中に薬教育も忘れずに入れていただきたい。薬剤師を活用していただきたい。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取り組み)

- ・「がん教育総合支援事業」を活用し、取組を進める。推進校を選定し、先進的な取組を全市へ発信する。
- ・実践事例集を作成し、学校園に配布する。
- ・神戸市作成の中学生及び家庭向けリーフレットを全中学校へ配布し、授業で活用するとともに、家庭への啓発も図る。
- ・がん患者の会の方を講師に招き、教職員対象の研修会を実施し、がん教育の積極的な取組を促す（8月22日）。
- ・教育関係者会議を6月、2月に計2回開催し、「がんに関する教育」推進に向けた計画、実践に対する助言を得る。

(今後の取組みの方向性)

- ・市内の全中学校でがんに関する教育に取り組む。
- ・小学校、高等学校においては、学校や地域の実情に応じた取組を促す。
- ・教職員の意識を向上させ、指導の指針となるよう研修会を開催する。
- ・引き続き、関係機関と連携しながら、学校におけるがん教育を推進していく。
- ・外部講師の活用に対応できるように条件整備を進める。

(3) がん検診の受診率の向上等 (第7条)

- ・市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発
- ・がんの早期発見のためがん検診を実施
- ・企業、団体及び医療保険者との連携を図る

平成30年度の取り組み

(がん検診受診の啓発)

- 広報紙 KOBE、イベント等での啓発
 - ・がん予防、がん患者支援、がん検診制度などについて案内した「神戸がんガイド」について、「乳がん月間」や「子宮の日 LOVE49 キャンペーン」、「リレー・フォー・ライフ・ジャパン神戸」等で配布し啓発を実施した。
 - ・がん検診啓発ポスターを指定医療機関へ配布し、市民へのがん検診の周知及び受診勧奨を各医療機関へ依頼した。
- 企業、団体等と連携した啓発
 - ・がん検診受診促進協定を締結した企業・団体と協力して啓発のチラシを配布した。(平成31年3月時点 がん検診受診促進協定数：14 企業・団体)

(利便性向上に向けた検診体制)

- 神戸市の検診事業
 - ・胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施した。受診者の利便性向上のため、一部検診機関において、休日（土曜・日曜・祝日）や夜間の検診を実施した。
 - ・特定健診とがん検診が同日に受診できるセット健診について、健康ライフプラザ及び兵庫県予防医学協会健診センターにて実施した。

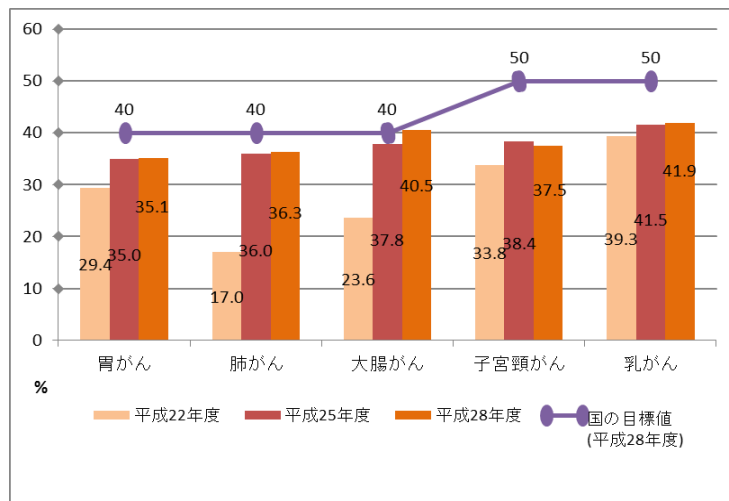
○検診の精度管理

- ・がん検診の受診歴などを管理する「がん検診システム台帳」（こうべ健康いきいきサポートシステム）を活用した受診勧奨等の実施を行った。

(がん検診啓発ポスター)



(がん検診受診率の推移「出典：国民生活基礎調査」)



(懇話会での意見及び指摘事項)

- ・ 検診の実施医療機関だけではなく、精密検査実施医療機関へどうアプローチして、精密検査の精度を高めるかが課題。
- ・ 個別勧奨の方法や広報の仕方によっても検診受診率はかなり変わるのではないか。
- ・ 検診を受診する方は多くなっており、もっと個別に案内ができるようになれば、就労者だけでなく家族にも喜ばれるのではないか。
- ・ 受診率向上の対象年齢は40歳から69歳と思うので、焦点を絞った受診率向上施策をとることを勧める。
- ・ 健康状態の悪い人に目を向けて、重点的に施策を展開するのが本来の趣旨だと思う。
- ・ 無料クーポンは最強のツールだと思うが、問題は渡し方やコール・リコールの方法ではないか。その人の特性に応じた受診勧奨をすべき。

- ・ 受診しやすい環境づくりとして、利便性の高い場所（ショッピングセンター等）へ検診車を配車して実施し、昨年度に引き続き休日検診及び健康ライフプラザ、健診センターでのセット健診を実施する。

(今後の取組みの方向性)

- ・ 広報の実施方法（個別勧奨の対象者や広報の手法等）について検証を行い、より効果的な勧奨を行っていく。
- ・ 精密検査受診率の向上を目的として、指定医療機関への依頼や市民への精密検査受診勧奨等、精度管理体制の強化を行う。
- ・ 乳がん検診における高濃度乳房の方に対する通知について、今後の国の動向を注視しながら引き続き検討を進めていく。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取組み)

- ・ 「がん検診システム台帳」（こうべ健康いきいきサポートシステム）のデータを活用し、一定年齢の方に対し無料クーポンや受診勧奨はがきの配布を行う（令和元年度送付対象者：20歳の女性へ子宮頸がん無料クーポン券配布、40歳総合健診としての無料クーポン券配布。30歳・50歳・60歳の方へ受診勧奨はがきの配布を行う）。
- ・ がん検診受診の重要性について広報紙KOBEやイベント等で啓発を実施するとともに、がん検診受診促進協定締結企業・団体と協力して啓発を実施する。

(4) 医療体制の充実及び研究の支援（第8条）

- ・市並びに医療機関・関係団体は県と連携し、患者の状態に応じた質の高い適切ながん医療体制を整備
- ・がんの診断法及び治療法の創出に向けた研究支援の実施

平成30年度の取り組み

(医療体制の充実)

○集学的治療の充実及びがん研究の支援

- ・国指定地域がん診療連携拠点病院である中央市民病院に設立した「がんセンター」において、リニアックによる放射線治療の継続実施や、ロボット手術、分子標的薬、がん免疫療法等を用いた先進的がん治療や、動体追尾照射等の高精度放射線治療のほか、がんに関する先端的PET医療、高精度放射線治療装置を用いた多施設共同臨床試験などを実施した。
- ・中央市民病院のがんゲノム検査外来において、がんの原因となる遺伝子を検査し明らかにすることで、個々のがん患者の治療に役立つ可能性がある情報を提供するとともに半年に1回、がん診療オープンカンファレンスを行い、地域の医療者を対象にした最新治療に関する講義を行った。
- ・西神戸医療センターにおいては、国指定地域がん診療連携拠点病院として、平成30年2月に導入したPET-CTを活用し、がん医療の充実に取り組んだ。また、4月には地域医療機関からの検査予約の受け入れを開始し地域の歯科医師会と連携して、周術期の口腔機能管理の取組みを進めた。
- ・市民病院においては、院内がん登録の推進による5年予後追跡率の分析、低侵襲治療である腹腔鏡・胸腔鏡下の手術や化学療法を積極的に実施した。また、がん治療の副作用・合併症の予防や軽減、患者のQOL（生活の質）の

向上のため、医科歯科連携による口腔ケアの推進に取り組んだ。

- ・神戸医療産業都市では、中央市民病院を核として、神戸低侵襲がん医療センター、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター、兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターなど、高度専門病院等が集積するメディカルクラスターの連携強化を図り、市民へ最適な医療の提供をめざした。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取り組み)

- ・平成30年4月より、健康保険が適用となった陽子線による前立腺がん治療が、より身近な治療の選択肢となるよう、兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターと連携を図っていく。
- ・市歯科医師会作成の周術期口腔機能管理のガイドライン・プロトコル、案内リーフレットを市内の病院関係者に周知する。
- ・西神戸医療センターでは、リニアックを、より短時間で精密に治療可能な機器に更新する。

(今後の取組みの方向性)

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターは、国指定地域がん診療連携拠点病院として、引き続き、がん治療の充実を図っていく。
- ・市内の病院の取り組み状況の把握及び、全国及び県、医療機関で進められているがん登録データの活用を視野に入

れ、データを活用した病院の治療の質の向上、がん治療に関する市民への情報提供などに取り組んでいく。

- ・周術期の口腔機能管理について、医療関係者のみならず市民へも広く情報発信を行う。また、病院を対象とした周術期口腔機能管理に関する説明等を通じて、医科歯科連携の推進を図る。

(5) 緩和ケア、在宅療養の充実（第9条、第10条）

- ・緩和ケアを受けることが出来る環境の整備
- ・在宅療養が出来る環境の整備

平成30年度の取り組み

(緩和ケア、在宅療養の充実)

○緩和ケアの充実

- ・市民病院においては、多職種からなる緩和ケアチームが入院患者を対象に疼痛・苦痛の緩和・心の相談に対応した。また、緩和ケア機能を有する医療機関との連携、在宅医、訪問看護師との治療及びケアについての情報共有・連携を図った。
- ・平成30年4月から甲南病院の緩和ケア病棟において緩和ケア医師3名を増員し、体制を拡充した。

緩和ケア病棟を有する病院（病床数）

6病院（128床）

- ・神戸アドベント病院(21)
- ・JCHO 神戸中央病院(22)
- ・東神戸病院(21)
- ・六甲病院(23)
- ・甲南病院(22)
- ・神戸協同病院(19)

緩和ケアチームを有する病院 17病院

JCHO 神戸中央病院、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸大学医学部附属病院、神戸市立西神戸医療センター、独立行政法人国立病院機構神戸医療センター、神戸百年記念病院、なでしこレディースホスピタル、兵庫県立こども病院、吉田アーデント病院、川崎病院、神戸海星病院、済生会兵庫県病院、三菱神戸病院、神戸市立医療センター西市民病院、神戸赤十字病院、神戸低侵襲がん医療センター、神鋼記念病院

※医療施設実態調査結果より

(平成29年3月、兵庫県実施)

○在宅療養の充実

- ・がん末期等状態が急変する恐れのある方に介護保険の要介護認定に要する期間の短縮を図った（30年度：緊急案件19.5日/88件（通常審査案件平均33.5日/74,620件））。
- ・がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成した（30年度：1件、26千円）。
- ・若年者の在宅ターミナルケア支援事業（20代、30代のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部負担を軽減）を実施（30年度：利用決定8名）。
- ・「医療介護サポートセンター」では、ターミナルケアに対応可能な診療所の紹介など、在宅療養に関する情報提供をはじめ、医療と介護の連携強化に取り組んだ（30年度：がん患者の在宅療養等に関する相談85件）。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取り組み)

- ・若年者の在宅ターミナルケア支援事業として、20代、30代のがん患者の方に対し、訪問介護や福祉用具貸与など、在宅サービス利用料の一部を助成する。
- ・がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成する。

(・啓発関係は第12条、15ページ参照)

(今後の取り組みの方向性)

- ・市民病院においては、院内外医療従事者を対象とした緩和ケア研修の開催や、緩和ケアチームを中心とした患者の相談対応の充実を図る。
- ・「医療介護サポートセンター」において、がん患者の在宅療養等に関する相談対応を行うとともに、医療と介護の一層の連携強化を図る。

(6) がん患者等への支援 (第 11 条)

- ・がん患者等の相談体制の充実と患者会等の活動支援

平成 30 年度の取り組み

(相談体制の整備)

- がん診療連携拠点病院等での相談体制
 - ・中央市民病院・西神戸医療センターでは、がん相談支援センターにおいて、患者の相談に応じるとともに、セカンドオピニオンにも対応した (30 年度がん患者相談受付件数：中央市民病院 1,030 件・西神戸医療センター 985 件)。
 - ・中央市民病院では、週 5 日 (月～金) がん相談員が常駐し、患者や家族に対するがん相談を行った。また、がん患者やその家族を対象として、2 か月に 1 回、病院主催で患者サロンを開催した (30 年度 6 回開催)。
- がん相談支援センター連絡会議
 - ・県と市、がん相談支援センターとの情報交換、連携強化のため、連絡会議を実施した (30 年 12 月開催)。
- 就労支援
 - ・中央市民病院では、月 1 回、受診中のがん患者、家族を対象に、「がん患者の仕事と暮らしの相談会」を開催し、社会保険労務士による就労支援をはじめとした相談への対応を行った (社会保険労務士による相談件数：30 年度 11 件)。
 - ・西神戸医療センターでは、ハローワーク西神と、がん患者からの就労に関する相談体制の構築に取り組んだ。
 - ・がんになっても、仕事と治療の両立が果たせるよう就労支援の必要性を啓発するため企業向け就労支援セミナーを実施した (平成 31 年 3 月、35 人・18 企業・3 団体・2 行政参加)。

○がん患者会交流会

- ・西神戸医療センターでは、がん教室を講義形式から患者同士の対話形式へ運営方法を変えることで、がん患者同士の情報交換の場となる交流の機会を提供した。(30 年度：8 回開催)

(中央市民病院の患者サロンの様子)



(懇話会での意見及び指摘事項)

- ・患者への相談支援をする際に、どこに、だれを対象とした患者会があるのかというのが分かりにくい。
- ・患者会等の活動支援について、補助金も大事だが、広報でしっかりと連携することも強化していくべき。
- ・アピアランス支援について、単に助成金を出すだけでなく、提供できることを周知する方法はないか。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取り組み)

- ・中央市民病院をはじめとする市民病院において、引き続きがん相談支援センターの充実を行い、がん患者・家族への積極的な支援を行う。
- ・西神戸医療センターでは、患者サロンとは別にアピアランスケアサロンを 6 回開催する。社会保険労務士による就労支援の相談会を開催し、相談体制の強化に取り組む。

- ・西神戸医療センターにおいては、「がんピアサポート」の支援の一環として、活動を希望するがんの体験者を、がんピアサポーター養成研修へ橋渡しする等の活動を行う（令和元年度6月に1名が受講）。
- ・市内のがん相談支援センターの広報リーフレットを更新し、小児がん拠点病院である兵庫県立こども病院の情報を追加し広報を行う。市内の病院、薬局や区役所、図書館等公共施設、約2,500か所に設置する。
- ・がん患者会交流会の開催及び、がん相談支援センターのがん患者会交流会への参加勧奨を行う。

(今後の取組みの方向性)

- ・市民病院をはじめとする市内の拠点病院等が取り組むがん患者支援の取り組み状況について情報収集を行い、相談窓口についての周知、広報に努める。
- ・就労支援について、就労支援セミナーの開催を通じて企業への働きかけを継続していく。

(7) 情報の収集及び提供並びに広報（第12条）

- ・市民ががん医療に関する適切な情報が得られるよう環境を整備する

平成30年度の取り組み

(市民への情報提供と広報)

○広報紙等

- ・神戸市のがん予防として、がん治療体制、がん患者支援、がん検診制度などについて掲載したリーフレットをイベント等で配布した。

○市民 PHR (Personal Health Record) システムの構築

- ・ICT を活用した個人の健康状態の「見える化」及びデータに基づく健康づくりの促進のため、希望する市民がスマートフォンを活用して、毎日の運動等の生活記録と市保有の健診記録等を統合して管理するとともに、データに基づき健康アドバイスが受けられる市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」を開発した(31年4月運用開始)。

○市民公開講座・健康教育

- ・中央市民病院では、市民公開講座「がん市民フォーラム in KOBE」を年4回実施した(5・8・11・2月)。
- ・西神戸医療センターにおいて、がん患者やその家族を主な対象として、誰でも参加できるがん教室を開催した(30年度：8回)。
- ・医療産業都市20周年を記念した市民講演会「がん治療の『いま』を知り、『これから』を生きる」を開催した(31年1月、参加600人)。
- ・乳がんに関する健康教育実施のため、保健師等専門職を地域へ派遣した(30年度：11回・224人)ほか、食事や運動などの健康教育を行い、がんに関する啓発を行った。

○子宮がんの啓発

- ・中央市民病院のがん市民フォーラムでは、子宮がん治療や予防の知識の啓発を行った(11月、94名)。
- ・医療機関や保健センター等で、市民に対し子宮頸がん予防のためのHPVワクチンに関するリーフレットを配布し、正しい理解のための周知に努めた。

○ホームページ

- ・神戸市ホームページ内のがん対策専用のページを整備し、がん相談窓口及びがん患者サロン、就労に関する情報について発信した。

(懇話会での意見及び指摘事項)

- ・子育てと仕事で忙しくて検診に行けない母親のために、例えば、乳児健診の時や保健所で多くの人が集まるときに、広報のビデオを流し、取り組みアピールすると記憶に残るのではないか。
- ・市民 PHR システムの中に検査等の画像を取り込むのであれば、検診に役立つ。
- ・市民 PHR システムは面白いシステムだが、健康無関心層に普及させることを検討していただきたい。

今後の取り組みと課題

(令和元年度の取り組み)

- ・がんに関するリーフレットを作成し、各区役所窓口や関係機関に配布し、市民へ周知を図る。
- ・広報紙 KOBE へがん検診の受診勧奨として年に数回特集記事を掲載する。
- ・市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」【新規】の運用を平成31年4月から開始し市民に対し健康アドバイスや情報提供を行う。

- ・中央市民病院主催による市民公開講座「がん市民フォーラム in KOBE」を継続して開催する。
- ・西神戸医療センターでは、患者ライブラリーに配架しているパンフレットやがん関連の書籍の充実を継続し、ライブラリーの利用促進を図る。
- ・健康教育を通じて若い世代（児童館を利用する児童の保護者等）に「まずは乳がんを正しく知ろう」というテーマで啓発を実施する。「がんについて知っていますか？日本人のためのがん予防」を加え全世代に向けて啓発する。

(今後の取組みの方向性)

- ・市民に必要な情報が適切に届くよう、最新情報の収集及び整理を行い、情報提供していくとともに、地域で活動する患者会・支援団体の活動支援や拠点病院との協力体制を構築する。
- ・市民 PHR システムと、市保有がん検診等データとの連携を行っていく。

4 神戸市がん対策推進条例

我が国では、急速な少子高齢化や社会構造の変化が進む中で、偏りのある食生活、運動不足、過労などによる生活習慣病の問題や、働く環境の変化などに起因する心の問題などが生じており、私たちの健康を取り巻く環境は厳しさを増している。その中であって、特にがんは、昭和 56 年より、国民の死亡原因の第 1 位であり、生涯のうちに約 2 人に 1 人はがんにかかると推計され、年間約 35 万人がこの病によって命を失っている「国民病」である。

本市においても、年間の死亡者数のうち、がんによる死亡者数は約 3 割を占めており、本市の健康増進計画においてがん検診受診率の向上対策及び検診結果に応じた取組の推進を掲げ、がん対策の推進に取り組んでいる。

しかしながら、本市が実施しているがん検診の受診率はおおむね 2 割から 4 割と低く、がんの脅威、予防の重要性等に対する意識が市民に十分に浸透しているとは言い難い状態にある。

このような背景の下、市民にがんの予防、早期発見及び早期治療に係る意識を普及させ、がんの予防対策並びに患者及び家族等の活動に対する支援の充実に努め、市民総ぐるみで、がん対策の更なる向上に寄与していくことを目的に、ここに神戸市がん対策推進条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のがん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する基本的事項を定め、もってがんの予防及び早期発見の推進並びに地域のがんに係る医療水準の向上並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）への支援を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、県、医療機関その他関係機関及び関係団体並びに患者会等（がん患者等で構成される団体等をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、がん対策に関し、実効性のある施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及びがん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療関係者の役割）

第4条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者をいう。以下同じ。）は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

（がんの予防の推進）

第5条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、受動喫煙対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、必要な施策を実施するものとする。

（がんに関する教育の推進）

第6条 市は、学校教育の場において、健康の保持増進及び疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組むものとする。

（がん検診の受診率の向上等）

第7条 市は、市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発に関する施策を実施するものとする。

2 市は、がんの早期発見に資するよう、国の指針に基づくとともに、最新の知見も踏まえ、科学的根拠に基づく適切ながん検診を実施するよう努めるものとする。

3 市は、企業、団体及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）との連携を図りつつ、がん検診の適切な受診の推進その他がん対策を協働して実施するよう努めるものとする。

（医療体制の充実及び研究の支援）

第8条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法等又はこれらを組み合わせた集学的治療による、質の高い適切ながん

医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

- 2 市は、がんの予防及び治療に伴う身体的負担の軽減が図れるよう、革新的ながんの診断法及び治療法の創出に資するがん研究を医療機関その他関係機関と連携しながら支援するよう努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第10条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 市は、肉体的な痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面するがん患者等をサポートするため、相談体制の充実を図るとともに、患者会等が行う活動を支援するよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報)

第12条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

- 2 市は、医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

- 3 市は、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 14 条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。